

○豊中市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

平成30年12月21日

条例第61号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。